ないばかりか，利用者は行き場を失う懸念があります。

知的障害者の福祉サービス利用については当事者（障害者本人・その家族）の意思決定を，国・地方自治体が責任をもって保障すべきと考えます。

以上を踏まえて，国に意見書を提出されるよう次の４項目について請願いたします。

請　願　要　旨

1　現行の障害者支援施設を，知的障害者が生涯を通じ２４時間切れ目のない，安心して快適に暮らせる住居とする入所施設に改革し，グループホームも同じく利用者の住居とし，必要に応じられる施設数と暮らしの質を充実すること。

2　必要な支援の制限に繋がる現行の障害支援区分を廃止し，利用者一人ひとりに応じた支援が受けられる仕組みに改善すること。

3　利用者が安心して継続的な支援が受けられるよう職員数を増やし，処遇改善を行い，職員研修制度を義務化すること。

4　国及び地方公共団体は，知的障害者への障害福祉サービスを提供する義務を負うこと。なお、障害福祉サービス契約上のトラブルには利用者側の声を重視すること。

※請願４項目の文中，赤文字部分が令和４年度全施連社員総会で加除訂正されたところです。

家族の思い

～ こんな時こそ支え合いを…家族会の意義 ～

コロナの感染がすさまじい勢いで拡大しております。誰もが，自分や家族への感染を心配する毎日です。特に，障がいのある人と一緒に生活している家庭では，感染への心配や恐れは他の人からは推察できないほどのものがあります。

当人たちの『**感染防止のためのマスク着用の意義が理解できない。体調の僅かな変化をうまく伝えることができない。**』等を責めることは酷です。このような状況で家族は，同居して間近で観ている場合も，施設・グループホーム入所のため離れて生活して遠くから想像（心配）している場合も同じです。これからの展望が描けずに不安で一杯になります。

このような家族の想いを心底理解できるのは，同じような状況下の親（家族）達です。『**家族会の意義の一つ**』がこのような時の心の支え合いではないでしょうか。

『**現況を電話やメールで伝え合い，できることは相互に手伝う事**』を通して，『**同じ境遇で不満や不安と葛藤しながらも頑張っている仲間がいる。自分ばかりではない。**』との想いを強く感じ、この困難を克服していくエネルギーが醸成できると確信しています。

編 集 後 記

1　令和４年度・鹿施連『研修会』は，１１月１８日（金曜）を予定していましたが，会場の都合により，１１月１７日（木曜）に変更して開催する予定です。

2　会報等に関するご意見・ご要望等がありましたら，遠慮なく事務局までお寄せください。お待ちしています。なお，事務局のメールアドレスは「u07eaue9ad@hi3.enjoy.ne.jp」です。

鹿児島県知的障害者施設家族会連合会　会報

かごっま家族ねっと

第20号

発行月　令和４年８月
発行人
鹿児島県知的障害者施設家族会連合会
事務局　〒８９０－００３２
鹿児島市西陵７丁目３０番３号
川畑岩夫　宅
TEL・FAX　０９９－２８１－９５４８

令和4年度 鹿施連評議員会（総会）について

～ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面総会 ～

令和４年度鹿児島県知的障害者施設家族会連合会（通称「鹿施連」）評議員会（総会）は，６月１７日（金曜）開催を予定していましたが，新型コロナウイルス感染防止のため，理事会等で協議し，会場のハートピアかごしまの入場制限等もあり，書面決議による総会としました。

評議員会（総会）の各議事事項は，次のとおり

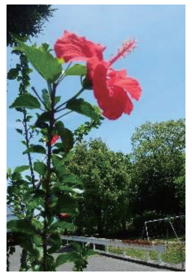

第１号議案　令和３度事業報告について
第２号議案　令和３年度収支決算・監査報告について
第３号議案　令和４年度事業計画（案）について
第４号議案　令和４年度収支予算（案）について
第５号議案　役員の選出・承認について
第６号議案　各地地区支部活動報告について

であり，評議員の５６施設の家族会長に評議会（総会）資料等を送付し，議決権行使書の提出をお願いしました。その結果，５６家族会うち４５家族会長より各議題に賛成との回答を得ました。残りの家族会長からは回答は未提出でした。評議会（総会）は，会則第１４条第２項に基づき成立しましたのでお知らせします。会員の皆様方のご理解とご協力に感謝申し上げますとともに，引き続きよろしくお願い申し上げます。

～ 鹿施連　中村俊久会長あいさつ ～

昨年度は，新型コロナウイルス感染防止対策のため，理事会と研修会は開催できましたが，それ以外は，形態を変更し，全施連の会議は，オンラインで「請願４項目の策定・会費値上げ」の重要課題を論議し，鹿施連と施設職員研修会はハイブリッドとなり，年間を通して会員の皆様からご意見等を拝聴する機会が極端に少なくなってしまいました。

新型コロナは，一時は収束に向かっているように見えましたが，オミクロン株派生型ＢＡ．５型に置き換わり，再び感染が拡大しつつあります。知的障がい者は，その障害の内容や程度によって，困り事や特性は様々です。知的障害者施設で感染者が出た場合「かかりつけ医や保健所」の指導のもと，施設内で対策会議が開催され，入院・宿泊治療・施設内待機・自宅待機の調整が行われ，更に感染拡大防止では「県・市・大学病院，医師会」が連携して感染のフェーズに応じた応援体制フォローが作成されており，支援をいただいていますので，しっかりと見守ってまいりましょう。

我々一人ひとりが，利用者や職員の状況を確認しつつ，お互いに信頼し，協力してメンタル支援を行うことも必要と考えます。

今年度も引き続き感染対策を徹底しながら，知的障がい者とその家族を取り巻く環境を考慮した情報発信を行い，研修会等を実施したいと考えています。会員の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

～ 令和4年度の事業計画 ～

今年度の事業計画として

① 組織の点検と強化　　② 研修活動の推進
③ 啓発活動の推進　　④ 全施連，九州協議会との連携の強化
⑤ 行政機関への働きかけ等　　⑥ 関連団体との連携の推進

などを具体的な取り組みとしました。

特に，**①組織の点検と強化**と**②研修活動の推進**については，活動を強化してまいります。

鹿児島県知的障害者施設家族会連合会 理事（R4年度）

支 部 名	役 職 名	氏　名	施 設 名	支 部 名	役 職 名	氏　名	施 設 名
鹿児島市	支部長	中村　俊久	しょうぶ学園	大　隅	支部長	町元　茂	トゥモローかのや
鹿児島市	副支部長	前田　隆幸	セルプいしき	大　隅	副支部長	福田　琴美	トゥモローかのや
鹿児島市	副支部長	兼廣　倫生	あおいとり	奄美・種屋	支部長	上妻　正博	たちばな園
南 薩 摩	支部長	垂口　政治	ハイビスカス福祉会	奄美・種屋	副支部長	石橋　一	希望の星学園
南 薩 摩	副支部長	蓮子　保満	更 生 会	二 役 会	理　事	岡元　鐵哉	サポートなごみ
北 薩 摩	支部長	宮司　礼子	川内なずな園	二 役 会	理　事	十島　真理	きずな野吾子の里
北 薩 摩	副支部長	松元由香里	川内なずな園				

※令和４年度は，次の地区支部で理事の交代がありました。

○南薩摩地区支部においては，濵田正幸支部長が退任し，後任の支部長に垂口政治副支部長（ハイビスカス福祉会），副支部長に蓮子保満（更生会）がそれぞれ就任されました。（各地区支部において，任期が異なります。）

令和4年度・全国知的障害者施設家族会連合会（通称「全施連」）社員総会の結果報告について

令和４年６月１７日（金曜），令和４年度・第２回理事会，６月３０日（木曜），令和４年度・全施連社員総会が，新型コロナ感染拡大を考慮し，参加者の健康と安全を守るため，オンライン（ZOOM）及び書面により開催されました。議題は

第１号議案　２０２１年度事業報告　　**第２号議案**　２０２１年度決算報告
第３号議案　役員の辞任及び選出について　　**第４号議案**　２０２２年度事業計画（案）
第５号議案　２０２２年会計予算（案）　　**第６号議案**　会費値上げについて
第７号議案　請願４項目について

であり，全て賛成多数で可決されました。

特質すべき議題は，**第３号議案の役員の辞任及び選出について**，由岐透理事長と南守副理事長さんから家庭の事情から辞任の申し出がありましたが，オンライン会議に参加した理事等の説得により，引き続き役員として活動してもらえることになりました。

第６号議案の会費値上げについて，全施連の事業計画を活発に推進するためです。特に，**『行政（国･地方自治体），議会（国･地方自治体）各派議員への陳情と意見交換の実施』**については，これまで厚労省･国会議員等への陳情及び意見交換には，理事長･常任理事等役員は，旅費，宿泊費等を自己負担して活動していましたが，相当な負担となっていたこと。また，全施連の事務局を兵庫県及び神戸市家族会に委ねて事務所を借り上げていますが，事務所及び事務局員の経費等が必要となり，２０２３年度から会費を値上げすることになりました。

> ちなみに，鹿施連では，現況の１４４，０００円から３１８，０００円となります。
> 今後，鹿施連の会費値上げについては，昨今のコロナ感染拡大による事業の推進状況を観ながら２０２３年度の評議員会（総会）に提案したいと思います。
> 皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

第７号議案の請願４項目について

知的障害者が安心して暮せる**障害者支援施設等の整備**を求める政府意見書の提出についての請願書

請　願　理　由

1　多くの知的障害者は，障害の状態を問わず，生涯を通じ２４時間切れ目のない支援と見守りがなければ一人では生きづらい特性を持っています。自立支援法（現総合支援法）発足以来障害者入所支援施設の事業形態は，昼間８時間に行う障害者生活介護事業と，その他の１６時間に行う障害者施設入所支援事業に分かれております。

職員は，朝夕の最も多忙な生活介護支援を，排尿，徘徊，不眠などの介護で仮眠も出来ないほどの労働に加えて，月に８日間（土曜日･日曜日は支援費の支給されない）の昼間の時間帯も支援を行うため，現場に必要な職員配置ができない状態となっています。

このような不合理な制度は，支援の低下をもたらすばかりでなく，利用者の権利擁護まで手が回らず，虐待など人権を損なうことにもつながります。利用者に対して生涯を通じ，２４時間切れ目のない支援と見守りを行うためにも，支援員の増員と昼夜一貫した支援とすることが必要だと考えます。

親なきあとも，住み慣れた障害者支援施設やグループホームを生涯を通じた「終の住処（我が家）」とすると共に，障害者支援施設を地域福祉の拠点である社会福祉資源として位置づけた制度に改めることが必要であると考えます。

2　障害福祉サービスの必要性を明らかにするための「程度区分」は，介護保険との一体化を前提として作成されていたため，以前から見直しが指摘されていながら，障害者の「支援区分」として現在も実施されています。しかし，知的障害者の特性として「支援区分」が低くても，多くの支援を必要とする利用者が少なからず存在しています。一人ひとりの特性に沿った支援が受けられる仕組みに変えるべきと考えます。

3　障害福祉サービスの日額制は，利用者がその日によって日中活動の場を選べる利点があると言われていますが，結果的には事業者の不安定な経営状態と煩雑な事務量の増加を招き，支援の質と量の低下につながっています。

恒常的に必要な経費は月額制とし，職員報酬額も公務員給与の水準まで引き上げ，支援技術向上の研修の義務化によって虐待などの発生を防ぐべきと考えます。

4　司法例では多くの知的障害者には契約能力がないと判断されているのに，自立支援法発足以来，障害福祉サービスの利用契約が知的障害者と業者間で行われています。このような仕組みでは，両者間トラブルや支援の在り方などに問題が起きても，国･地方自治体の公的責任が明確で